

新旧対照表

○神奈川県建築基準条例

新	旧
<p>第1条～第52条の8 (略) (容積率)</p>	<p>第1条～第52条の8 (略) (容積率)</p>
<p>第52条の9 (略) 2 (略)</p>	<p>第52条の9 (略) 2 (略)</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する建築物で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、前2項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。</p>
<p>(1)～(3) (略) <u>(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるもの</u></p>	<p>(1)～(3) (略) (新規)</p>
<p>4・5 (略) (建蔽率)</p>	<p>4・5 (略) (建蔽率)</p>
<p>第52条の10 (略) 2・3 (略)</p>	<p>第52条の10 (略) 2・3 (略)</p>
<p>4 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p>	<p>4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p>
<p>(1)・(2) (略) (建築物の高さの限度)</p>	<p>(1)・(2) (略) (建築物の高さの限度)</p>
<p>第52条の11 (略) 2 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとする事ができる。</p>	<p>第52条の11 (略) (新規)</p>
<p>3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p>	<p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>第52条の12～第52条の14 (略) (一定の複数建築物に対する制限の特例)</p>	<p>第52条の12～第52条の14 (略) (一定の複数建築物に対する制限の特例)</p>
<p>第52条の15 一団地(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に2以</p>	<p>第52条の15 一団地(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に2以</p>

上の構えを成す建築物で総合的設計によつて建築、大規模の修繕又は大規模の模様替(次項並びに別表31の項及び31の3の項において「建築等」という。)をするものについて、知事が別に定めるところにより、知事がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該各建築物に対する第52条の6、第52条の9、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の12又は第52条の13の規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

2 一定の一団の土地の区域(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な知事が別に定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内において建築物の建築等をする場合において、知事が別に定めるところにより、知事がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該区域内における各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

3 第1項又は前項の規定による認定を申請する者は、知事が別に定めるところにより、対象区域(第1項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4～6 (略)

(公告対象区域内における建築物の位置及び構造の認定)

第52条の16 公告対象区域内において、前条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。)以外の建築物を新築し、又は同一敷地内建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替(位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項及び別表32の項から32の3の項までにおいて「増築等」という。)をしようとする者は、知事が別に定めるところにより、当該新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の知事の認定を受けなければならない。

2～5 (略)

第52条の17～第52条の18 (略)

(建築計画概要書等の写し等の交付)

第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところに

上の構えを成す建築物で総合的設計によつて建築されるもののうち、知事が別に定めるところにより、知事がその各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する第52条の6、第52条の9、第52条の10第1項若しくは第2項、第52条の12又は第52条の13の規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

2 一定の一団の土地の区域(その内に第4項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な知事が別に定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、知事が別に定めるところにより、知事がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

3 第1項又は前項の規定による認定を申請しようとする者は、知事が別に定めるところにより、対象区域(第1項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内にある土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

4～6 (略)

(公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定)

第52条の16 公告対象区域内において、前条第1項又は第2項の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、知事が別に定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の知事の認定を受けなければならない。

2～5 (略)

第52条の17～第52条の18 (略)

(建築計画概要書等の写し等の交付)

第52条の18の2 何人も、知事が別に定めるところに

より、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第11条の3第1項各号に掲げる書類（別表において「建築計画概要書等」という。）の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書（別表において「台帳記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

第52条の19～第56条（略）  
（建築審査会の同意）

第57条 知事は、第44条、第52条の6第2項第2号、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、第52条の10第4項及び第5項第2号、第52条の11第2項及び第3項各号並びに第52条の13第1項第1号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。

第57条の2～第59条（略）

別表（第52条の19、第52条の20関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11（略）	（略）	（略）
11の2 <u>法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定の申請に対する審査</u>	住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料	2万7,000円
12～15（略）	（略）	（略）
15の2 <u>法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
16 <u>法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</u>	建築物の高さの許可申請手数料	16万円
17～18の2（略）	（略）	（略）
18の3 <u>法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの	16万円

より、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第11条の4第1項各号に掲げる書類（別表において「建築計画概要書等」という。）の写し又は省令第6条の3第1項各号に掲げる台帳に記載されている事項のうち知事が別に定める事項の証明書（別表において「台帳記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

第52条の19～第56条（略）  
（建築審査会の同意）

第57条 知事は、第44条、第52条の6第2項第2号、第52条の7第2号及び第3号、第52条の9第3項、第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項並びに第52条の13第1項第1号の規定による許可をする場合は、あらかじめ神奈川県建築審査会の同意を得なければならない。

第57条の2～第59条（略）

別表（第52条の19、第52条の20関係）

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～11（略）	（略）	（略）
（新規）	（新規）	（新規）
12～15（略）	（略）	（略）
（新規）	（新規）	（新規）
16 <u>法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</u>	建築物の高さの許可申請手数料	16万円
17～18の2（略）	（略）	（略）
（新規）	（新規）	（新規）

	特例許可申請 手数料	
19～30 (略)	(略)	(略)
31 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物（ <u>建築等を</u> するものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
31の2 (略)	(略)	(略)
31の3 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>建築等を</u> するものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 22万円 (2) (略)
32 法第86条の2第1項の規定に基づく <u>公告認定対象区域内</u> における建築物に関する認定の申請に対する審査	<u>公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>一敷地内認定建築物以外</u> の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
32の2 法第86条の2第2項の規定に基づく <u>公告認定対象区域内</u> における建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料</u>	(1) 建築物（ <u>一敷地内認定建築物以外</u> の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合 22万円

19～30 (略)	(略)	(略)
31 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	(1) 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> この項において同じ。）の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
31の2 (略)	(略)	(略)
31の3 法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> この項において同じ。）の数が1である場合 22万円 (2) (略)
32 法第86条の2第1項の規定に基づく <u>同一敷地内認定建築物以外</u> の建築物の建築の認定の申請に対する審査	<u>同一敷地内認定建築物以外</u> の建築物の建築認定申請手数料	(1) 建築物（ <u>同一敷地内認定建築物を除く。</u> この項において同じ。）の数が1である場合 7万8,000円 (2) (略)
32の2 法第86条の2第2項の規定に基づく <u>同一敷地内認定建築物以外</u> の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	<u>同一敷地内認定建築物以外</u> の建築物の特例許可申請手数料	(1) 建築物（ <u>同一敷地内認定建築物を除く。</u> この項において同じ。）の数が1である場合 22万円

		(2) (略)
32の3 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における建築物に関する許可の申請に対する審査	公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料	(1) 建築物 (一敷地内許可建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)
33～40 (略)	(略)	(略)
41 第52条の18の2の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1の建築計画概要書等(省令第11条の3第1項第1号に掲げる建築計画概要書の写しと同項第5号に掲げる処分等概要書の写しの交付を同時に請求する場合には、これらを1の建築計画概要書等とみなす。)につき400円
42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		

		(2) (略)
32の3 法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	(1) 建築物 (同一敷地内許可建築物を除く。この項において同じ。)の数が1である場合 22万円 (2) (略)
33～40 (略)	(略)	(略)
41 第52条の18の2の規定に基づく建築計画概要書等の写しの交付	建築計画概要書等の写しの交付手数料	1の建築計画概要書等(省令第11条の4第1項第1号に掲げる建築計画概要書の写しと同項第5号に掲げる処分等概要書の写しの交付を同時に請求する場合には、これらを1の建築計画概要書等とみなす。)につき400円
42 (略)	(略)	(略)
備考 (略)		